

第67号議案

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年11月30日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律による長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料等に係る区分を削除及び新設するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例

芦屋市手数料条例（平成12年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
1 総務関係・2 民生関係				1 総務関係・2 民生関係			
(略)				(略)			
3 建設関係				3 建設関係			
(1) 租税特別措置法関係～(3) 屋外広告物関係				(1) 租税特別措置法関係～(3) 屋外広告物関係			
(略)				(略)			
(4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係				(4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	イ 1件につき、次に定めるとおりとする。 (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平	1	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	イ 1件につき、次に定めるとおりとする。 (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平

改正後			改正前		
<p>において「長期優良住宅法」という。)第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>		<p>成11年法律第81号)第6条の2第3項又は第4項の規定に基づく長期優良住宅法第2条第4項に規定する長期使用構造等であることの確認を受けた住宅に係る計画(以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「長期使用構造等適合計画」という。)以外である場合床面積の合計が200㎡以内のもの 55,000円 200㎡を超え500㎡以内のもの 126,000円 500㎡を超え1,000㎡以内のもの 203,000円 1,000㎡を超え3,000㎡以内の</p>	<p>において「長期優良住宅法」という。)第5条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>		<p>成11年法律第81号。以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「品確法」という。)第5条第1項の登録住宅性能評価機関(以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「評価機関」という。)により、長期優良住宅法第6条第1項第1号に定める基準に適合すると認められた計画(以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「長期使用構造等適合計画」という。)以外である場合床面積の合計が</p>

改正後				改正前			
			もの 411,000円				200㎡以内のもの 55,000円
			3,000㎡を超え				200㎡を超え500㎡以内のもの
			5,000㎡以内のもの 720,000円				126,000円
			5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの 1,224,000円				500㎡を超え1,000㎡以内のもの 203,000円
			10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの 2,260,000円				1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの 411,000円
			20,000㎡を超え30,000㎡以内のもの 3,216,000円				3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの 720,000円
			30,000㎡を超えるもの 3,961,000円				5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの 1,224,000円
							10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの 2,260,000円
							20,000㎡を超え30,000㎡以内のもの 3,216,000円
							30,000㎡を超え

改正後				改正前			
			(2) (略)				<p>るもの 3,961,000円</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>評価機関により品確法第5条第1項に規定する評価方法基準（市長が定めるものに限る。）に適合すると認められた住宅に係る計画（以下（4）長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「評価方法基準適合計画」という。）で住戸の数が1である場合</u> <u>床面積の合計が200㎡以内のもの</u> <u>の 20,000円</u> <u>200㎡を超えるもの 35,000円</u></p> <p>(4) <u>評価方法基準適合計画で住戸の数が2以上</u></p>

改正後				改正前			
							<p>である場合 床面積の合計が <u>500㎡以内のもの</u> の 63,000円 <u>500㎡を超え1,000㎡以内のもの</u> 102,000円 <u>1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの</u> 201,000円 <u>3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの</u> 331,000円 <u>5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの</u> 498,000円 <u>10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの</u> 900,000円 <u>20,000㎡を超え30,000㎡以内のもの</u> 1,212,000円 <u>30,000㎡を超えるもの</u> 1,485,000円</p>

改正後				改正前			
			<p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>ロ (略)</p>				<p>000円</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 既に長期優良住宅建築等計画認定を受けている住戸を含む共同住宅等の一部である住戸について、新たに長期優良住宅建築等計画認定を申請する場合においては、イの額とする。 この場合において、「床面積の合計」とあるのは「認定対象住戸の床面積の合計」とする。</p> <p>ニ 住戸ごとの申請である場合においては、イからハマまでに定める手数料の合計を認定対象住戸数で除して得た金額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</p>

改正後			改正前			
2	長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	イ・ロ (略)	2	長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	イ・ロ (略) ハ 長期優良住宅法第6条第1項第1号に係る変更がある場合(変更に係る長期優良住宅建築等計画が評価方法基準適合計画で住戸の数が1である場合)においては、イに定める手数料のほか、次に定める手数料を納めなければならない。 変更に係る部分の床面積の合計が200㎡以内のもの 3,400円 200㎡を超えるもの 6,700円 ニ 長期優良住宅法第6条第1項第1号に係る変更がある場合(変更に係る長期優良住宅建築等計画が評価方法基準適合計画で住戸の数が2以上である場合)におい

改正後				改正前			
							<p>ては、イに定める 手数料のほか、次 に定める手数料を 納めなければなら ない。</p> <p>500㎡以内のもの 35,000円</p> <p>500㎡を超え1,000 ㎡以内のもの 5 5,000円</p> <p>1,000㎡を超え3,0 00㎡以内のもの 111,000円</p> <p>3,000㎡を超え5,0 00㎡以内のもの 198,000円</p> <p>5,000㎡を超え10, 000㎡以内のもの 305,000円</p> <p>10,000㎡を超え2 0,000㎡以内のも の 574,000円</p> <p>20,000㎡を超え3 0,000㎡以内のも の 807,000円</p> <p>30,000㎡を超える もの 1,000,000 円</p>
			ハ 長期優良住宅法				ホ 長期優良住宅法

改正後			改正前		
		<p>第6条第1項第2号、<u>第5号又は第6号</u>に係る変更がある場合においては、イに定める手数料のほか、次に定める手数料を納めなければならない。</p> <p>変更に係る部分の床面積の合計が200㎡以内のもの 7,000円</p> <p>200㎡を超え500㎡以内のもの 12,000円</p> <p>500㎡を超え1,000㎡以内のもの 17,000円</p> <p>1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの 35,000円</p> <p>3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの 47,000円</p> <p>5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの 58,000円</p> <p>10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの</p>			<p>第6条第1項第2号、<u>第4号又は第5号</u>に係る変更がある場合においては、イに定める手数料のほか、次に定める手数料を納めなければならない。</p> <p>変更に係る部分の床面積の合計が200㎡以内のもの 7,000円</p> <p>200㎡を超え500㎡以内のもの 12,000円</p> <p>500㎡を超え1,000㎡以内のもの 17,000円</p> <p>1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの 35,000円</p> <p>3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの 47,000円</p> <p>5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの 58,000円</p> <p>10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの</p>

改正後			改正前		
		<p>の 105,000円 20,000㎡を超え30,000㎡以内のもの の 140,000円 30,00㎡を超えるもの 175,000円</p> <p><u>三</u> (略)</p> <p><u>ホ</u> 既存の住宅の増築又は改築に係る場合において、長期優良住宅法第6条第1項第1号に係る変更がある場合(変更に係る長期優良住宅建築等計画が長期使用構造等適合計画である場合を除く。)においては、<u>三</u>に定める手数料のほか、次に定める手数料を納めなければならない。</p> <p>変更に係る部分の床面積の合計が200㎡以内のもの 51,000円 200㎡を超え500㎡以内のもの 131,</p>			<p>の 105,000円 20,000㎡を超え30,000㎡以内のもの の 140,000円 30,000㎡を超えるもの 175,000円</p> <p><u>ハ</u> (略)</p> <p><u>ト</u> 既存の住宅の増築又は改築に係る場合において、長期優良住宅法第6条第1項第1号に係る変更がある場合(変更に係る長期優良住宅建築等計画が長期使用構造等適合計画である場合を除く。)においては、<u>ハ</u>に定める手数料のほか、次に定める手数料を納めなければならない。</p> <p>変更に係る部分の床面積の合計が200㎡以内のもの 51,000円 200㎡を超え500㎡以内のもの 131,</p>

改正後			改正前		
		000円 500㎡を超え1,000㎡以内のもの 208,000円 1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの 428,000円 3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの 784,000円 5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの 1,377,000円 10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの 2,583,000円 20,000㎡を超え30,000㎡以内のもの 3,754,000円 30,000㎡を超えるもの 4,644,000円 〽 既存の住宅の増築又は改築に係る場合において、長期優良住宅法第6条第1項第2号、 <u>第5号又は第6号</u> に係る変更がある場合			000円 500㎡を超え1,000㎡以内のもの 208,000円 1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの 428,000円 3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの 784,000円 5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの 1,377,000円 10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの 2,583,000円 20,000㎡を超え30,000㎡以内のもの 3,754,000円 30,000㎡を超えるもの 4,644,000円 〽 既存の住宅の増築又は改築に係る場合において、長期優良住宅法第6条第1項第2号、 <u>第4号又は第5号</u> に係る変更がある場合

改正後			改正前		
		<p>においては、三に定める手数料のほか、次に定める手数料を納めなければならない。</p> <p>変更に係る部分の床面積の合計が200㎡以内のもの 9,300円</p> <p>200㎡を超え500㎡以内のもの 16,000円</p> <p>500㎡を超え1,000㎡以内のもの 23,000円</p> <p>1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの 47,000円</p> <p>3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの 62,000円</p> <p>5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの 78,000円</p> <p>10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの 140,000円</p> <p>20,000㎡を超え30,000㎡以内のもの</p>			<p>においては、二に定める手数料のほか、次に定める手数料を納めなければならない。</p> <p>変更に係る部分の床面積の合計が200㎡以内のもの 9,300円</p> <p>200㎡を超え500㎡以内のもの 16,000円</p> <p>500㎡を超え1,000㎡以内のもの 23,000円</p> <p>1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの 47,000円</p> <p>3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの 62,000円</p> <p>5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの 78,000円</p> <p>10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの 140,000円</p> <p>20,000㎡を超え30,000㎡以内のもの</p>

改正後				改正前			
			<p>の 187,000円 30,000㎡を超える もの 234,000円 ト 長期優良住宅法 第6条第2項に規定 する申出がある場 合においては、イ 又は<u>ニ</u>に定める手 数料のほか、(2)建 築基準法関係の表 1の項に掲げる手 数料を納めなけれ ばならない。</p>				<p>の 187,000円 30,000㎡を超える もの 234,000円 リ 長期優良住宅法 第6条第2項に規定 する申出がある場 合においては、イ 又は<u>へ</u>に定める手 数料のほか、(2)建 築基準法関係の表 1の項に掲げる手 数料を納めなけれ ばならない。 ヌ <u>住戸ごとの申請</u> <u>である場合におい</u> <u>ては、イからニま</u> <u>で又はへからトま</u> <u>でに定める手数料</u> <u>の合計を認定対象</u> <u>住戸数で除して得</u> <u>た金額(1円未満の</u> <u>端数があるとき</u> <u>は、これを切り捨</u> <u>てる。)</u>とする。</p>
3	長期優良住宅法第9条第1項又は第3項の規定に基づく譲受人を決定した場合又は区分所有住宅の管理	譲受人を決定した場合等における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	(略)	3	長期優良住宅法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画	譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	イ (略) ロ <u>住戸ごとの申請</u> <u>である場合におい</u> <u>ては、イに定める</u> <u>手数料を認定対象</u>

改正後				改正前			
	者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査				の変更の認定の申請に対する審査		住戸数で除して得た金額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
4	長期優良住宅法第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた者の地位の承継の承認申請手数料	1件につき 16,000円	4	長期優良住宅法第10条の規定に基づく認定計画実施者の地位の承継の承認の申請に対する審査	認定計画実施者の地位の承継の承認申請手数料	1件につき 16,000円
5	長期優良住宅法第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	認定計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円				
6	(略)			5	(略)		
(5) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係～(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係				(5) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係～(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係			
(略)				(略)			
4 消防関係・5 その他共通関係				4 消防関係・5 その他共通関係			
(略)				(略)			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

2 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号。以下「改正法」という。）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更（譲受人を決定した場合における変更を含む。）の認定の申請（改正法による改正後の長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項に規定する区分所有住宅に係るものに限る。）に係る手数料については、この条例による改正後の芦屋市手数料条例別表3建設関係(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表番号3の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

参 照 1

芦屋市手数料条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律による長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料等に係る区分を削除及び新設するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

長期優良住宅建築等計画等の認定又は特例許可の申請に係る手数料について次のように定める。

- (1) 区分所有住宅について、分譲事業者から引き渡し後は管理組合が認定を受けることとなったことに伴い、住戸ごとの認定の申請に係る手数料の区分を削除する。
(別表3(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表 番号1から3まで関係)
- (2) 登録住宅性能評価機関(※1)が住宅性能評価(※2)に併せて長期優良住宅の基準の確認を全てできることとなったことに伴い、当該機関において住宅性能評価を受けた後に、市に対して長期優良住宅の基準の確認と認定を併せて申請する手数料の区分を削除する。
(別表3(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表 番号1及び2関係)
※1 登録住宅性能評価機関とは、国土交通大臣の登録を受けた者であって、申請により、住宅性能評価を行う。
※2 住宅性能評価とは、設計された住宅又は建設された住宅について、日本住宅性能表示基準に従って評価することをいう。
- (3) 政令で定める規模以上の敷地面積の住宅である一定のものについて、容積率の制限を緩和することができるとされたことに伴い、容積率の特例許可に係る申請

手数料を次のとおり定める。

(別表 3 (4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表 番号 5 関係)

(単位：円／件)

事務の区分	金額
長期優良住宅法第 18 条第 1 項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000

(4) その他規定の整理

3 施行期日等

(1) 令和 4 年 2 月 2 0 日

(2) 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更（譲受人を決定した場合における変更を含む。）の認定の申請（区分所有住宅に係るものに限る。）に係る手数料については、なお従前の例による。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律抜粋（令和4年2月20日施行）

（容積率の特例）

第18条 その敷地面積が政令で定める規模以上である住宅のうち、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅であって、建築基準法第2条第35号に規定する特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）、容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下この項において同じ。）及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、同法第52条第1項から第9項まで又は第57条の2第6項の規定による限度を超えるものとすることができる。

（第2項省略）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律について

【法案の概要】

長期優良住宅の普及促進等（長期優良住宅法・住宅品質法の改正）

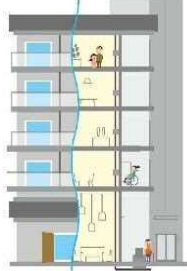
① 認定対象の拡大等

- 共同住宅について、区分所有者がそれぞれ認定を受ける仕組みから管理組合が一括して認定を受ける仕組みに変更（住棟認定の導入）＜予算関連＞
※併せて、省エネルギー性能の向上のための基準の見直し（告示改正）

② 認定手続の合理化

- 住宅性能評価を行う民間機関が住宅性能評価と長期優良住宅の基準の確認を併せて実施

【長期優良住宅の認定基準】



- 〈1〉住宅の長寿命化のために必要な条件
 - ・劣化対策、耐震性
 - ・維持管理・更新容易性等
- 〈2〉社会的資産として求められる要件
 - ・高水準の省エネルギー性能
 - ・基礎的なバリアフリー性能（共同住宅のみ）
- 〈3〉長く使っていくために必要な要件
 - ・維持保全計画の提出
- 〈4〉その他必要とされる要件
 - ・住環境への配慮
 - ・災害への配慮
 - ・住戸面積

※現行制度の優遇措置
・税制、融資の優遇
・補助制度の適用

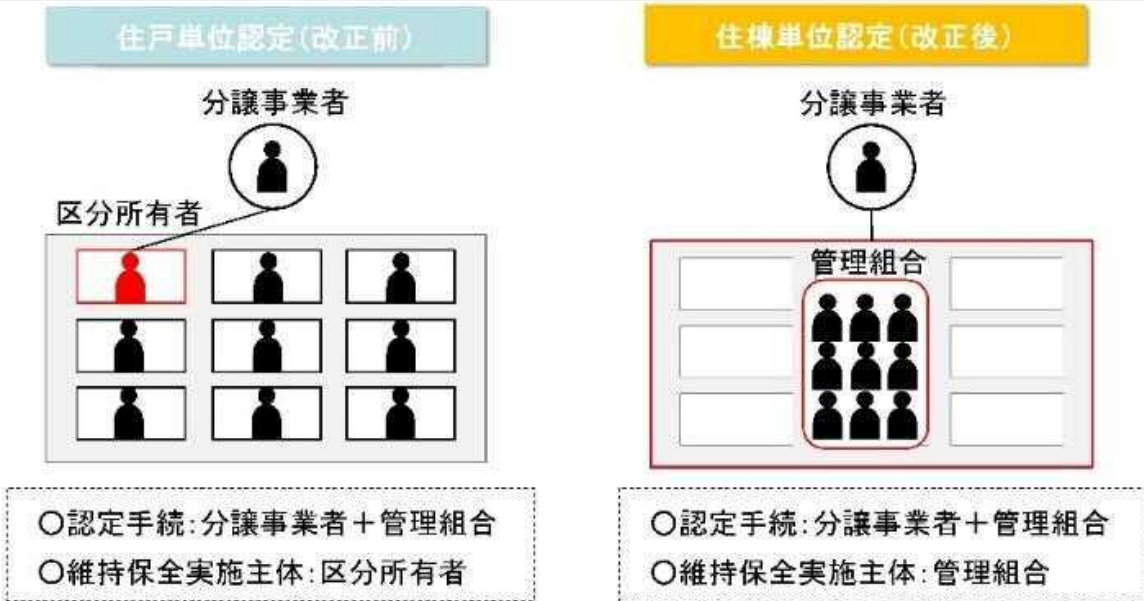
① 認定対象の拡大

(改正前)

○分譲マンションの認定は、**建築前に分譲事業者が申請し、引渡後に各住戸の区分所有者と共同で変更認定を受けることが必要。**また、認定後のマンションの**維持保全是、各住戸の区分所有者が行うこととなっている。**（住戸単位認定）

(改正後)

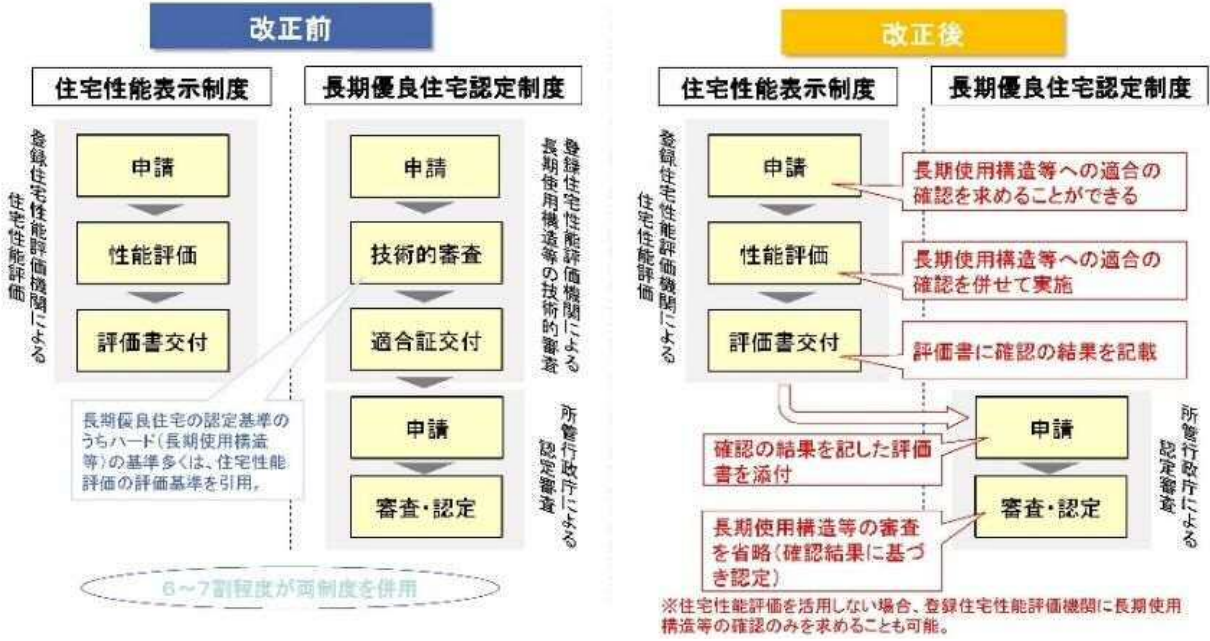
○引渡後の変更認定申請について、**各区分所有者ではなく管理組合が実施。**維持保全の実施主体を各住戸の区分所有者から**管理組合に変更。**（住棟単位認定）



② 認定手続きの合理化

(改正前)
 ○長期優良住宅認定制度と住宅性能表示制度の両者を利用する場合はそれぞれ申請・審査が必要。
 また、認定にあたり、登録住宅性能評価機関による任意の技術的審査を活用。

(改正後)
 ○登録住宅性能評価機関に、住宅性能評価の申請に併せて長期使用構造等の確認の申請が可能。



「長期優良型」総合設計（長期優良住宅法第18条）

認定長期優良住宅について、一定の敷地面積を有し、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に、容積率制限を緩和する。

◇制度のイメージ

（通常の建築計画）

（長期優良型総合設計制度）



◇敷地面積の最低限度(案)

用途地域	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	用途地域の指定のない区域
敷地面積の規模	1,000㎡				500㎡			1,000㎡	300㎡			500㎡		1,000㎡

長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料一覧表



→削除



→新設

認定申請等手数料算定表（棟当たり）

単位（円）

住棟の延べ面積（㎡） （※1）	認定申請手数料		変更認定申請手数料			譲受人が決定した場合等の変更認定申請手数料	地位継承承認申請手数料
	事前審査あり （※2）	事前審査なし	基本額	加算額			
				構造の変更 事前審査なし（※3）	維持保全 計画等審査（※4）		
200㎡以内	16,000	55,000	9,100	38,000	7,000	16,000	面積に 関係なく 一件につき 16,000
200㎡超～500㎡以内	28,000	126,000	17,000	98,000	12,000	28,000	
500㎡超～1,000㎡以内	47,000	203,000	30,000	156,000	17,000	47,000	
1,000㎡超～3,000㎡以内	90,000	411,000	55,000	320,000	35,000	90,000	
3,000㎡超～5,000㎡以内	133,000	720,000	86,000	587,000	47,000	133,000	
5,000㎡超～10,000㎡以内	193,000	1,224,000	135,000	1,031,000	58,000	193,000	
10,000㎡超～20,000㎡以内	326,000	2,260,000	221,000	1,934,000	105,000	326,000	
20,000㎡超～30,000㎡以内	405,000	3,216,000	265,000	2,811,000	140,000	405,000	
30,000㎡超	485,000	3,961,000	310,000	3,477,000	175,000	485,000	

（※1）住戸ごとの申請が可能。全体の認定申請手数料を申請対象住戸数で除した額が申請手数料となる。

（※2）登録住宅性能評価機関での事前審査を行い、長期使用構造等適合計画となっている場合

（※3）長期使用構造等の市の審査が必要な場合

（※4）住戸面積、維持保全計画及び資金計画に係る変更の場合に加算する。

住宅性能評価書添付の場合の手数料算定表

単位（円）

用途	住宅の延べ面積（㎡）	認定申請手数料	変更認定申請手数料	
			基本額	加算額
一戸建ての住宅等（※5）	200㎡以内	20,000	9,100	3,400
	200㎡超	35,000	17,000～（※7）	6,700
共同住宅等（※6）	500㎡以内	63,000	～17,000（※7）	35,000
	500㎡超～1,000㎡以内	102,000	30,000	55,000
	1,000㎡超～3,000㎡以内	201,000	55,000	111,000
	3,000㎡超～5,000㎡以内	331,000	86,000	198,000
	5,000㎡超～10,000㎡以内	498,000	135,000	305,000
	10,000㎡超～20,000㎡以内	900,000	221,000	574,000
	20,000㎡超～30,000㎡以内	1,212,000	265,000	807,000
30,000㎡超	1,485,000	310,000	1,000,000	

- (※5) 共同住宅等のうち、住棟に含まれる住宅の数が1であるものについては、一戸建ての住宅として算定する。
- (※6) 住戸ごとの申請が可能。全体の認定申請手数料を申請対象住戸数で除した額が申請手数料となる。
- (※7) 基本額は上記の認定申請手数料算定表と同じ金額とする。

増築又は改築の場合の手数料算定表

単位 (円)

住棟の延べ面積 (㎡) (※8)	認定申請手数料		変更認定申請手数料		
	事前審査 あり (※9)	事前審査 なし	基本額	加算額	
				構造の変更 事前審査なし (※10)	維持保全 計画等審査 (※11)
200 ㎡以内	21,000	72,000	11,000	51,000	9,300
200 ㎡超～500 ㎡以内	37,000	168,000	21,000	131,000	16,000
500 ㎡超～1,000 ㎡以内	61,000	269,000	38,000	208,000	23,000
1,000 ㎡超～3,000 ㎡以内	114,000	542,000	67,000	428,000	47,000
3,000 ㎡超～5,000 ㎡以内	171,000	955,000	109,000	784,000	62,000
5,000 ㎡超～10,000 ㎡以内	251,000	1,628,000	173,000	1,377,000	78,000
10,000 ㎡超～20,000 ㎡以内	425,000	3,008,000	285,000	2,583,000	140,000
20,000 ㎡超～30,000 ㎡以内	530,000	4,284,000	343,000	3,754,000	187,000
30,000 ㎡超	627,000	5,270,000	393,000	4,644,000	234,000

- (※8) 住戸ごとの申請が可能。全体の認定申請手数料を申請対象住戸数で除した額が申請手数料となる。
- (※9) 登録住宅性能評価機関での事前審査を行い、長期使用構造等適合計画となっている場合
- (※10) 長期使用構造等の市の審査が必要な場合
- (※11) 住戸面積、維持保全計画及び資金計画に係る変更の場合に加算する。

容積率の特例許可の手数料

単位 (円)

事務の区分	特例許可申請手数料
長期優良住宅法第 18 条第 1 項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例許可の申請に対する審査	面積に関係なく一件につき 160,000